

愛のコミュニティバンク普及事業実施に伴う施行細則

一時的に家庭養護が困難になり、本人の福祉的支援を必要とする事態に迅速に対応するとともに、事業の趣旨に沿って広く公平に利用の促進を図るため、本事業実施要綱に基づき、次のとおり細則を定めて施行する。

1. 利用日数及び保護時間、保護手当について

- (1) あくまでも一時的な保護であること。
- (2) 1 会員が年度内に利用できる上限は、合計 3 日間までとする。
- (3) 保護手当は、1 日につき 6,160 円とする。
- (4) 1 日とは 5 時間以上とする。
- (5) 同居する家族等による一時的な保護は適用外とする。

2. 申請及び報告について

- (1) 利用について不明な点があれば、事前に富山県育成会事務局へ相談すること。
- (2) 利用後は支部代表者の承認（※）を得て、保護完了後 15 日以内に、「一時保護利用申請（報告）書」に保護依頼理由について詳細に記載するとともに、理由を証明できるものを添付して提出すること。
(※学齢期会員については、県育成会事務局が支部長の代理承認を行う。)
- (3) 年度末（3 月末の 1 週間）に利用した場合には、「一時保護利用申請（報告）書」を 4 月 7 日までに提出すること。
- (4) 会費納入前の利用の申請（報告）について
例えば 6 月に会費納入を確認した会員が、4 月の利用を申請した場合には、15 日以内に拘らず、利用を認める。

※証明書の例（添付がない場合には、審査不可となる。）

- ・行事、大会等の要綱、チラシ、開催案内文書、また、勤務表等(写し)等
- ・家族の急病や入院に伴う、医療費の領収書や、支払書等の証明書類(写し)等
- ・所用で県外に行った場合、乗車券・高速料金のレシート等
(公共交通機関の所要時間・料金等を検索したコピー等は不可。)
(買い物のレシートなどは、極力避けること。)

※利用申請（報告）書の記載で不明な点がある場合

申請者及び、保護依頼人（預かっていた方）への問い合わせをする。

3. 利用審査について

本細則に基づき利用内容について審査後、保護手当の支払いをする。

なお、保護手当の支払いは、保護依頼人（預かっていた方）への口座振込とする。

この細則については、理事会の決議を経て令和 5 年 4 月 1 日より施行する。